

2018年3月20日 ii 3月21日改訂 iii 3月24日 3月25日 3月26日 ii 3月28日
3月29日 ii 3月30日 4月1日 iii 4月2日 4月6日 4月8日 ii 4月9日
4月12日

頭の整理

竹濤軒

インターネットで遊んでいるうちに、所謂森友問題に関連して財務省がまとめた調査結果の PDF を見つけた。その後、朝日新聞のサイトにもそれがあることに気がついた (<https://www.asahi.com/articles/ASL3D5H10L3DUTIL041.html>、2018/03/21 閲覧) *。歴史的な文書研究の題材としても面白そうである（歴史的には、財務省が加工する前の現物をちゃんと見ないといけないが）。

*財務省のウェブサイトには報告があることにいまさら気がついた（4月1日）。

https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/other/search_kessaibunsho.htm

巷ではいろいろ話が錯綜しているが、これを読むとある程度頭が整理できそうな気がする。以下、雑駁ではあるが、私なりの検討を加えてみたい。本格的に検討するには、当然別の情報とのクロスチェックが必要であるが、そんな余裕や能力は無い。とりあえず、この文書から最低何が言えるのかを見ておくことも無意味ではなさそうである。特に籠池泰典氏の行動とそれへの財務省および大阪航空局の対応について財務省側の認識に即してまとめてみたい。

A この文書の表題は「決裁文書についての調査の結果」、日付は平成30年（2018）3月12日（西暦は著者が付加、以下同じ）、制作者は財務省である。以下の12種の公文書について、書き換え前のものと書き換え後のものを対照できるように左右に並べ、書き換え箇所は下線を引いて明示してある。ここでは専ら書き換え前の文書に依拠して考察する。

ア 貸付決議書①「普通財産決議書（貸付）」（平成27年〔2015〕4月28日）

イ 貸付決議書②「普通財産決議書（貸付）」（平成27年〔2015〕5月27日）

ウ 売払決議書「普通財産売払決議書」（平成28年〔2016〕6月14日）

エ 特例承認の決裁文書①「普通財産の貸付けに係る承認申請について（平成27年〔2015〕2月4日）

オ 特例承認の決裁文書②「普通財産の貸付けに係る特別処理について（平成27年〔2015〕4月30日）

カ 承諾書の提出について（平成26年〔2014〕6月30日）

- キ 未利用国有地等の処分等の相手方の決定通知について（平成 27 年 [2015] 2 月 20 日）
- ク 予定価格の決定について（年額貸付料（定期借地））（平成 27 年 [2015] 4 月 27 日）
- ケ 特別会計所属普通財産の処理方針の決定について（平成 27 年 [2015] 4 月 28 日）
- コ 有益費支払いに関する意見について（照会）（平成 28 年 [2016] 年 2 月 25 日）
- サ 有益費支払いに関する三者合意書の締結について（平成 28 年 [2016] 3 月 29 日）
- シ 国有財産の鑑定評価委託業務について（平成 28 年 [2016] 4 月 14 日）
- ス 予定価格の決定（売払価格）及び相手方への価格通知について（平成 28 年 [2016] 5 月 31 日）
- セ 特別会計所属普通財産の処理方針の決定について（平成 28 年 [2016] 6 月 14 日）

B これらの文書を見てゆくと、籠池氏の行動は次の 3 段階に分けられるように見える。以下西暦のみ使用。

I 小学校建設のために当該国有地取得の意思を表明し、かつ、一定期間の貸付の後に買い受ける方式を近畿財務局に要請し、貸付料の引き下げをめぐって各方面に政治的な働きかけを行う時期（2013 年 8 月～2015 年 2 月）

II ボーリング調査の結果を提出し、それを考慮するように要請し貸付料を減額させた上で同地の貸付契約を開始した時期（2015 年 3 月～2016 年 2 月）

III 新規に発見された廃棄物の処理をめぐって近畿財務局に働きかけ、最終的に貸付方式を止めて値引きによる買取方式への移行を実現する時期（2016 年 3 月～6 月）

C I の時期は概ね次のように展開した。なお、以下では情報の出所は財務省の加工した資料に振られた通ページ番号で指示する。

2013 年 6 月 3 日に大阪航空局が同地の公的取得要望を募ると、同年 8 月 26 日付（9 月 2 日提出）で籠池氏は取得要望書を提出した（p1., p32.）。この際、籠池氏は資金調達上の理由から、8 年間借り受けた後購入することを要望した。籠池氏の同地の取得要望提出に先立って、2013 年 8 月 11 日には、鴻池祥肇議員秘書から近畿財務局へ照会が行われている（p32.）。

その後、2013 年 9 月～2014 年 8 月まで大阪府私学・大学課や豊中市への学校設立の申請手続きが進められた。その手続きに必要な書類を近畿財務局に要請した際の 2014 年 4 月 28 日の打ち合わせで、籠池氏は「本年 4 月 25 日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは『いい土地ですから、前に進めてください。』とのお言葉をいただいた。」との発言あった旨が近畿財務局側に記録されている。このとき、近畿財務局は学園に対して、「①当局の審査を延長すること、②豊中市に対して、開発行為に係る手続のみを可能にする「承諾書」を当局から提出すること、③売払いを前提とした貸付けについては協力させていただく」旨

を回答している (pp32-33.)。

2014年10月31日大阪府が森友学園の設置認可申請書を正式に受理すると、同年12月に近畿財務局から森友学園に契約のスケジュールや契約書式の説明が行われた (p33.) 2015年1月8日の産経新聞のインターネット記事 (産経WEST 産経オンライン【関西の議論】) の中で森友学園が小学校運営に乗り出しており、安倍首相夫人が森友学園を訪問した際に学園の教育方針に感涙したと記されていることを近畿財務局は記録に残している (p34.)

2015年1月9日に近畿財務局が森友学園を訪問し、国の貸付料の概算を伝えると、籠池氏は、貸付料の引き下げのための積極的に動きだす。同年1月15日に国土交通省北川イッセイ副大臣秘書官に掛け合うも、貸付料の決定は近畿財務局の所轄であるとして門前払いを受ける。同年1月29日は平沼赳夫衆議院議員秘書から財務省に相談があるが、「法律に基づき適正な時価を算出する必要があるため、価格についてはどうにもならない」との説明がなされる (p34.)。さらに同年2月16日には、鳩山邦夫衆議院議員秘書から近畿財務局に相談があるが、これに対しても同様の説明がなされた (p41.)。

政治家を通しての貸付料引き下げの働きかけは功を奏さなかったようである。

D II の時期は次のように展開した。

籠池氏は作戦を変更したのか、別の動きを示す。

2015年3月26日に籠池氏はボーリング調査結果 (2014年10月下旬実施、p15.) を提出し、軟弱地盤という状況を考慮するように要請した (pp5-6. p16.)。それは、近畿財務局と財務省に認められ、同年4月17日に「ボーリング調査結果はこれまで認識していなかった価格形成要因と判断されるため、貸付料の修正を検討するが、建物基礎工事費等地耐力不足に起因する費用の支払いは行わない」との説明がなされている。同年4月28日貸付料の見積り合わせを行い、その額は2730万円と決められた (p7.)。その際作られた「貸付決議書①」では、長期間の貸付の後に売却するという方式を認めたことについて、大阪航空局が「至急に本財産を売払わねばならない状況にない」としたこと、および本事業計画が私立小学校の新設であり小学校経営という事業の公共性があることの2点を理由として、財務省理財局は、学園の要請に応じざるを得ないという結論を出したとされている (p2.)。また、借地借家法の規定などを考慮して貸付期間は10年とされた。このような貸付方式を採用したことを、この文書群では「特例的」と呼んでいる (p3.、p7.、p52)。また、「本件の特殊性」という文言は、学園側のボーリング調査の結果を受けて、貸付料の再評価が行われたという文脈で用いられている (pp7-8.)。また、このとき作られた国有財産売買予約契約書において、その時点での地盤状況は、売払価格算定のときに考慮するとされた (p12.)

その後、契約書締結までに籠池氏は違約金条項など契約内容についてしきりに異議を唱えるが、最終的に了承し、同年5月27日にさらに「貸付決議書②」が作られ、契約が結ばれた。

また、2009年～2012年の大阪航空局の調査で同地の土壌汚染及びコンクリートガラなど

の地下埋設物の存在が判明していたが、この処理は有益費として取り扱い、除去工事にかかった費用を大阪航空局が支払うとされた (pp4-5.)。

E III の時期は次のように展開した。

2016 年に入って事態は急展開する。

2016 年 3 月に籠池氏は、校舎建設中に、事前の資料では想定しえないレベルの生活ごみなどの地下埋設物が発見されたことを近畿財務局に連絡、大阪航空局にゴミ撤去を要請したが、大阪航空局は即座の対応は困難と回答した。これを受けて、籠池氏側からは、損害賠償請求を行うべきところであるが、本地の現状を踏まえた鑑定評価による納得できる価格での土地買い受けという処理案がより現実的な問題解決策であるとの提案がなされた。これを受けて近畿財務局及び大阪航空局は、学園の提案に応じなかった場合、損害賠償に発展するとともに小学校建設中止によりさらなる問題が発生する懸念があるとして、学園の提案に応じることになった (p22.)。同年 4 月 14 日には大阪航空局から土地の鑑定評価に当たって、地下埋設物撤去概算額等を反映願いたいとする依頼文書「不動産鑑定評価について (依頼)」が提出され、これを踏まえて不動産鑑定士に発注、提出された不動産鑑定評価書を近畿財務局首席国有財産鑑定官が審査し予定価格 1 億 3400 万円と決定した。同年 6 月 14 日に売払決議書が作られ売買契約が結ばれた (p23.)。ここで、売買契約締結後、国は一切、地下埋設物等の瑕疵担保責任を負わないという点が本件のポイントであるとされた (p25.)。

F この複雑怪奇な事象の全貌を、この資料群のみから明らかにすることが不可能であるのは言うまでもない。ここでは飽くまで、この文書に語られていることを特定の視点から整理したに過ぎない。

それでも次のような印象は強く残る。少なくとも、財務省側の記録では、森友学園新設に対する政治家の関与は、2015 年 2 月までであり、しかもこの案件の立ち上げには寄与したかもしれないが、貸付料の減額には失敗している。少なくともこの文書では、国有地の売買価格の決定と政治家の関係を示唆する情報は何もない (それがなかったと断定したいわけではない。この資料から言うのは無理だろうと言いたいだけである)。安倍昭恵氏については、この案件の立ち上げに際して関与が見られるだけであり、少なくともこの資料からは、2016 年の売買価格決定はおろか、2015 年の貸付料の減額への影響力も見いだせない (繰り返すが、無かったと断言したいわけではない。しかし、この資料から言うのはどう考えても無理である。)

財務省がなぜこれらの文書を書き換えたのか、私には確かなことは分からない。ただ、安倍首相に配慮したのだとすれば、安倍昭恵氏が出てくる二箇所を削除すれば済む話である。これだけ大量に削除がなされた理由は、3 月 19 日に太田充理財局長が国会で述べたように、財務省見解として流布してしまったもの (「政治家の関与はない」「価格交渉はしていない」との整合性を取るためという説明のほう理解はしやすい。確かに削除されているのは概

ねそのような内容であるような感はある（他の文書との重複を削ったところもある印象だが、精査はしていない）。

中崎太郎 山岸一生 「【予算委詳報】なぜ昭恵氏記載「総理夫人だということ」

朝日新聞デジタル 2018年3月19日 19時40分

<https://digital.asahi.com/articles/ASL3J74G0L3JUEHF01W.html>

2018年3月30日閲覧（当日見たものを確認）

メモ1

書き換えについては、上では事後の弥縫策をイメージしているが、国会答弁のための事前の準備という可能性もあろう。いずれにせよ、誰がどのように関わったかが問題であろう。

→2017年3月27日の証人喚問における佐川宣寿氏の証言によれば、2016年2月当時の国会答弁で氏が事実と異なる内容について話したのは、事前の周到な準備によるものでは到底なく、膨大な質問にパニック状態で対応していたことによる。これが正しければ、事後の弥縫策として書き換えが行われたということになる。今後の更なる究明を待つ。

「【阿比留瑠比の極言御免】佐川宣寿氏が丁寧さ欠いた背景」

『産経ニュース』2018.3.30 05:00

<http://www.sankei.com/politics/news/180330/plt1803300003-n1.html>

2018年3月30日閲覧

→→2017年2月の出来事の時系列が新たにいろいろ見えてきたので整理しておく（2018年4月8日・9日）。

2017年2月9日 朝日新聞が詳細に森友学園への国有地売却を巡る問題について報道。

「国有地の売却額、非公表 大阪・豊中市議、「不当」と提訴【大阪】」

『朝日新聞』2017年2月9日発行 朝刊 1社会

『朝日新聞記事データベース 聞蔵II ヴィジュアル』

2月17日 衆議院予算委員会で森友学園問題について以下のような内容を含む発言があった。

- ・野党よりゴミの搬出量の少なさの指摘。
- ・安倍首相が、夫人と関係があったら辞任する旨を口走る。
- ・佐川宣寿理財局長より、適正価格で販売したとの回答。

『第193国会衆議院予算委員会議録第12号（その一）』pp34-37.

2月20日 財務省から森友学園へ電話、ゴミの撤去費・撤去量について口裏合わせ。

「財務省「口裏あわせ」 委員会室にどよめき」

「財務省、森友学園と口裏合わせ認める ゴミ撤去費巡り」

『日本経済新聞』2018年4月9日

https://www.nikkei.com/article/DGXMZ029140960Z00C18A4CC0000/?n_cid=SPTMG

053

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ029141190Z00C18A4MM0000/>

2018年4月9日閲覧

㊦補遺2 メモ5

2月22日 財務省理財局（佐川宣寿理財局長、総務課長、太田充総括審議官）、国土交通省航空局次長が菅義偉官房長官に説明。財務省担当秘書官が同席。

安積明子「森友学園問題、「口裏合わせ依頼」の巨大衝撃：昨年2月20日前後、いったい何があったか」『東洋経済 ONLINE』

2月24日 衆議院予算委員会で佐川理財局長が売買契約に至るまでの近畿財務局と森友学園の交渉記録は無い、速やかに廃棄していると思うと答弁。

3月1日 参議院予算委員会で、佐川理財局長が政治家による不当な働きかけはなかったと回答。

「国有地売却、国会で迫及 昭恵氏、名誉校長を辞めた理由は／埋めたままのごみ、確認すべきだ」

『朝日新聞』2017年2月25日発行 朝刊 4 総合

『朝日新聞記事データベース 聞蔵 II ヴィジュアル』

「自民・鴻池氏に陳情、森友学園理事長、国有地取得を巡り」

『日本経済新聞』2017年3月2日朝刊

『日経テレコン：記事索引』

どうやら2月下旬に財務省の国会対策が本格化するようである。財務省がどのような作戦をたてたか、財務省が考えた作戦について官邸にどこまで伝えたのか。作戦を立てて遂行するに当たって官邸は何か指示を出したのか、などが問題になろう。これを究明するのは、結構難しそうではあるが。

上記の一連の出来事について、次のような雑駁な感想が頭に浮かぶ。週末の2017年2月17日（金）の野党のゴミ搬出量への疑問を受けて、週明けの2017年2月20日（月）に早速財務省理財局の職員が森友学園の顧問弁護士に口裏合わせの電話をかけている。かなり焦った拙速な行動に見える。あるいは事の重大性がいまだ認識できておらず、軽く乗り切れると踏んでいたのかもしれない。この財務省の初動は官房長官への報告前であり、財務省のなかの決断であろう。しかも、価格設定の根拠となったゴミの処分量の算定を正当化するための裏工作である。これは、2月17日に法令に従った適切な価格設定を強調した佐川理財局長の立場をまず守ろうとしたものではなかろうか（もちろんこれで問題が解消できれば安倍夫妻への嫌疑も消滅するので、そこまで意識したかもしれないが、第一には財務省の失態かもしれない事態の隠蔽が念頭にあったのではなかろうか）。この素朴な裏工作の失敗を経て、官房長官に如何なる報告がなされたのか。確かに22日の面談の内容には興味を持たれる。

なお、この頃、ゴミ問題、値引き問題、政治家介入問題、安倍夫人問題に加えて、毎日新聞が森友学園の民族差別的性格についての批判を展開している。

『毎日新聞』

2017年2月17日 東京朝刊 社会面

2017年2月18日 東京朝刊 社会面

2017年2月21日 大阪夕刊 総合面

2017年2月28日 大阪朝刊 社会面

『毎日新聞社のデータベース 毎索:毎日新聞記事索引』

→→→2017年2月の動きについてさらに新たな情報が与えられた。それを踏まえて2月中旬の動きを整理しておく。

2月13日 籠池理事長と代理人弁護士が朝日新聞の取材に対して、ごみの撤去にかけた費用について1億円くらいと述べる

「学園「ごみ撤去、約1億円」 国算出と7億円差か 豊中の国有地」

『朝日新聞』2017年2月14日朝刊 1社会

『朝日新聞データベース 聞蔵II ビジュアル』

その後(2月14日?) 代理人弁護士は「現時点でははっきりわからない」と説明。

「ごみ撤去費用、国が根拠説明 国有地売却問題」

『朝日新聞』2017年2月15日朝刊 3社会

『朝日新聞データベース 聞蔵II ビジュアル』

*2017年4月11日の衆議院予算委員会で太田充理財局長が、近畿財務局が昨年2月中旬、ごみの撤去費用を学園側に問い合わせたところ、学園側から「全体としてはっきりしない」との回答を受けたと答弁しているのは、これに対応するものか。

「撤去費は不明確」文書作り・・・財務省側、森友に署名要求」

『朝日新聞デジタル』2018年4月12日9時2分

https://digital.asahi.com/articles/ASL4C51F3L4CPTIL00H.html?iref=comtop_8_02

2018年4月12日閲覧

2月15日 佐川宣寿理財局長(当時)が国会で「撤去費用は適正に算定されたもの」と国会で答弁

同上(付表)

2月17日 理財局の依頼を受けた近畿財務局が上記内容(ごみ撤去費用ははっきりしない)を文書にまとめ、学園側に署名を求めたが、「署名を残すと内容に全面的に責任を負うことになる」として署名を断った。

同上

この一連の流れが本当であれば、以下のことが窺われる。

- ・財務省本省の裏工作は、17日の安倍首相の発言以前に始まっているように見受けられる。
- ・近畿財務局は、売買契約締結後、ゴミ撤去工事の実態について把握しておらず、この時点

で初めて確認しているように見受けられる。(ただし、その費用が見積もりよりずっと安いであろう事は、近畿財務局はわかっていたらしい。⇒補遺2メモ6&7)。

メモ2

産経ニュースが、鴻池事務所「陳情整理報告書」に含まれる平成25年(2013)9月9日付の報告メモ中の「小学校用地の件、先週、財務局より、7～8年賃借後の購入でもOKの方向。本省および大阪府と話し合ってくれる」という一節を引用している。長期の貸付の後に売却という特例処理の方向性が、籠池氏による申請当初の段階から財務局の念頭にあったことを示唆する重要な資料である。デリケートな資料であり、流石に難しいかもしれないが、写真画像も見たいところではある。

「近畿財務局は「安倍昭恵」名を知る前から森友に国有地売却方針 決済文書改竄」
産経ニュース 2018年3月26日8時40分
<http://www.sankei.com/politics/news/180326/plt1803260006-n1.html>
2018年3月26日閲覧

付記

高橋洋一氏が財務省の決裁文書の作り方について極めて興味深い指摘をしておられる。

高橋洋一「公文書改竄 元財務官僚高橋洋一が切る(上) 近畿財務局の失敗は「随意契約」にしてしまっただけ」
『産経ニュース』2018.3.24.08:00
<http://www.sankei.com/politics/news/180324/plt1803240006-n1.html>

氏によると、財務省の本省と財務局で決裁文書の作り方も文化も全く異なるという。本省では、決裁文書1枚に契約書のコピーを添付する程度で、経緯は書かない。それに対して、財務局では、自分の作っていた経緯のメモも含めることがある。相続の際の「物納」の案件などでいわくつきの物件もあるので、きちんと経緯を残すのだということである。書き換え前の近畿財務局の文書は、中央の官僚にとっては、なんでこんな余計な要らんことがたくさん書いてあるのかと絶句するような代物であったかも知れないが、歴史研究者にとっては具体的で大変興味深いものである。

もっとも、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)第3作成 1文書主義の下記の原則に従えば、経緯に関する文書は本来作成すべきものであり、財務局の場合は、個人のメモ的なものまで含めてそれを決裁文書に掲載してしまうことが特徴的なのであろう。

〇〇省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに〇〇省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

財務省に関しては、「財務省行政文書管理規則」第3章第9条にこの文が記されている。

このような具体性に富む文書のよいところは、予めの図式や思い込みに出来事を押し込めることを困難にし、より適切な歴史的脈絡を探しながら出来事をよりよく確実に理解するように促してくれるということである。今回のケースでは、既に会計検査院の優れた調査報告が歴史的背景も明らかにしているのだが、そこに示された歴史的脈絡と出来事の間をこの文書を読むことでより明白に確認することができる。

今回の騒動の発端は、籠池氏が教育勅語好きの安倍首相ファンであったために、右傾化批判の対象となったことであり、その後、2017年2月の朝日新聞の報道を契機に安倍首相批判の潮流に飲み込まれ、てんやわんやで現在に至っている。

しかし、この出来事の本来の脈絡はそのようなこととは関係ない。乱暴な推測も含むかもしれないが、概ね次のようなことではないかと思う。公文書（及び補遺、補遺2の資料）からわかるのは、この一連の出来事が瑕疵のある国有地の売却をめぐる一連の駆引きに過ぎないということである。この出来事は、二つの歴史の交わる場所で起こったようである。大阪国際空港の建設と土地区画整理事業（国土交通省）である。二つの国家的事業の末端の最終局面での出来事である。大阪空港建設の際に騒音問題の補償として買い取られた土地が豊中市野田地区に散在していたのを、豊中市が土地区画整理事業の土地交換で集約化する際に、市がいわばゴミ置場にしていた土地を大阪航空局に押し付ける形となった。ただし、それを買い取って公園にする予定込みの話であったのだが、結局市に経済的な余裕がなくなり半分のみの購入となり（ほぼ補助金による）、あと半分はゴミをそのままにして売却することとした。その「餌食」が一筋縄では行かない籠池氏であったために何かと紛糾し、この出来事は別の方向に展開して行くことになったということであろう。

なお、この間の関係者の諸々の行為が不正か否かの判断は私のよくするところではない。

メモ3

朝日新聞デジタルに、経緯を記した文書を残し公開可能にするための意義について非常に重要な問題を提起する記事が掲載されている。

「不祥事の度、薄くなる調書 公文書はどうなっているのか」

朝日新聞 デジタル 2018年3月26日 10時21分

https://www.asahi.com/articles/ASL3M5JTDL3MULZU012.html?iref=comtop_list

_pol_n02

2018年3月26日閲覧

経緯を記した文書を残す意義として政治権力のチェックを挙げており、私も第一義的な意味はそこにあると思うが、同時にそれがジャーナリズムに対するチェック機能も持ちうるだろうという点もポイントになりうるのではなかろうか。

メモ4

2018年3月27日佐川宣寿氏の証人喚問が行われた。結果として、「疑惑は深まった」のだそうだ。こんな陳腐なコメントは全く要らないと私はつくづく思う。もっと具体的に如何なる問題が残されて、それをどのような方法論で解明すべきかが語られないと意味はない。ここでの問題意識に即して言えば、行政文書の保存管理体制の実態がどのようであったかや書き換えが実際にどのように遂行されたかの解明が望まれる。その際、不正に携わった各人が過度の責任を背負い込まないようにする必要があり、そのためには不正指示の目的と不正指示の経路が明らかにされる必要がある。その解明には、証人喚問という方法論があまり役に立たないだろうということがわかったのが、昨日の大きな収穫である。こんなことにさらに無駄な時間が費やされるのはたまったものではない（その間に東アジアは大きく動いているというのに！）。是非ともやめて欲しい。

*恥ずかしながら国政調査権に関して全くアホなことを書いていたので、以前のバージョンの記述を大きく訂正する。

書き換えが実際にどのように遂行されたかについて司法の捜査とは別に詳細な報告書が出されるべきであろう。公文書管理法の改正のためにも重要なことであろう。財務省自身が調査を進めているようであるが、下記の『朝日新聞』の記事にあるように、第三者の調査委員会による調査のほうが好ましいと思われる。今は検察の捜査中で対応が難しいということであれば、目的が異なるのであるから、検察の捜査の後に再度調査する形でもかまわないであろう。

中村靖三郎、栗林史子「財務省、第三者調査を拒否 「捜査」理由 文書改ざん」
『朝日新聞デジタル』2018年3月24日05時32分

<https://digital.asahi.com/articles/ASL3Q5FQKL3QUTFK01F.html>

→と思ったが、関係者が起訴されてしまうと、さらに第三者の調査は難しくなるだろうから、この際、報告書はこの一連の出来事が何であったかを時間をかけてじっくり検証したものを作ればよいと考えよう。国会の仕事というより研究者の仕事かもしれない。公文書管理法改正については、検察の捜査結果や財務省の調査結果にとりあえず依拠すればよからう。

証人喚問についての素朴な感想なのだが、私がもし証人喚問されたら（絶対ありえない想定であるが）、次第に疲労し異常な心理状態に陥り、あらぬことを口走ることもあるように

思う。それで言質を取ったかのように快哉を叫ぶ人がもしいるとしたら、そんな人はちょっと信用できない。いろいろ欠陥のある制度のように思える。

この文書の書き換えを、「疑惑」に囚われた人たち（安倍昭恵氏の関与が大阪地検の捜査などで発見された際にはこの言い方を撤回する必要があるだろう）の大騒ぎへの過敏な反応として生じた極めて残念な出来事であると言っては言い過ぎだろうか（そもそも、瑕疵のある1ヘクタールにも満たない国有地の値引きに何らかの間接的影響力を行使したことが解明できたとしても〈それすら今のところ難しいようであるが〉、独裁権力とか権力の私物化とは程遠いように思える。頭が硬直しているのではなかろうか。野党共闘で独裁者を倒すー1935年コミンテルン第七回大会で採択された反ファシズム統一戦線戦術のように一敵はヒトラーのような独裁者に違いないのだ！権力を私物化した支配者を打倒する一ロウソク革命のように一敵は監獄に送られるに違いないのだ！外から持ちこんだ図式に思考が完全に縛られているのに、自分は自由だと夢想する・・・、そこまで極端な人は多くないのかもしれないが）。ともあれ、決裁文書の主要部分や契約そのものが書き換えられたわけではないことがせめてもの救いではある。公文書のなかでもそれほど重要度が高いものではなかったことは慰めというべきか、あるいは、それゆえ歯止めがかからなかったのか。日本の公文書への信頼性が揺るがないように、強力で明確な対応が望まれる。

メモ5

話が広がりすぎであるが、頭の整理のためのメモということで記しておく。

一部を新聞報道で読んだ限りでは、今回の証人喚問における佐川氏の証言について次のような作戦であったのではないかという印象を受けた。

- a. 首相・官邸が無関係である点および理財局の問題である点をクリアにすることのみを目指す（普通は偽証罪を恐れるから、話したことは本当のこととみなされる）
- b. a以外のことは極力話さないようにする（自分は当事者であり刑事訴追の恐れがある以上、自分に不利になることは話さないということでそれを正当化する。正当な理由のない証言拒否とは見なされない）

本当にこのような作戦だったとして、何故そうしたのかはわからない。誰かの指示なのか、自身の決断なのか。

aに関して嘘をついているとしたら、偽証罪であり、一大事である。そうそうありうることではないように思うが、もちろん断定はできない。bについては、自分に不利になるとして証言をしなかった範囲の設定が恣意的であったのかもしれないが、これを正当な理由のない証言拒否と判定できるのかがポイントなのであろう。

私の個人的感想としては、証人喚問は真相究明の有効な手段ではなく諸々の資源の無駄遣いであり、できればやめて欲しいと思う。

メモ 5 bis

いまのところ次なる証人喚問の話は無い様であるが、もし仮にやることになったら、やり方を工夫して欲しい。愚案は以下のとおり。まず理事会で予め各党の質問を集約し項目に整理して証人に伝える（質問項目を公開しておいても良いと思う）。証人は国会において良心に従って事実のみ述べることを宣誓して淡々と答える（委員長に予め提出した資料を読み上げるだけでもよいと思う）。国会という場で証人が事実を述べるということのみが重要であり、反省を求めることも要らないし、証人を問い詰めるパフォーマンスなども一切無用である。もし不十分だと思われる点があれば、正当な理由のない証言拒否が違法であることを再び指摘した上で発言を促す。それでも発言がなければ、それで終わりである。ものの 30 分もあれば十分である。さらなる追求は別の手段によるしかない。

メモ 5 bis2

『週刊ポスト』が検察の捜査についていろいろ述べている。これによれば佐川宣寿氏は、検察の捜査を非常に恐れているのだということである。さらにあるジャーナリストの説を引いて、検察の厳しい捜査によって佐川氏が官邸の指示について白状する可能性まで述べている。また、検察が安倍政権を厳しく追求する背景として、内閣人事局が検察人事にも介入したため、検察の中に安倍政権に対する強い不満があるという見方も提示されている。検察が厳しい捜査で真相を究明してくれるとしたらそれは有難いことである。しかし、もしもこの記事が示唆するように本当に検察が安倍政権打倒を念頭において行動しているのだとしたら、その捜査の公平・公正に疑問符がつくだろう。

もし佐川氏が検察による徹底的な追求を意識しながら証人喚問に臨んだのであれば、敢えて偽証罪に問われるような嘘の証言をするだろうかと私は思う。次のような話になれば一応納得はできなくはない。佐川氏が偽証をしていたとして、佐川氏の証言を覆すに足る十二分の証拠を検察が発見しており、それを示された佐川氏が観念した……。やはり確かな証拠が鍵であろう。

心覚えとして書き留めておこう。

「野党の追及よりずっと厳しい大阪地検の女性特捜部長は何者か」

『週刊ポスト』2018年4月13日号

NEWS ポストセブン 2018年4月3日 11時0分

<http://news.livedoor.com/article/detail/14524489/>

2018年4月5日閲覧